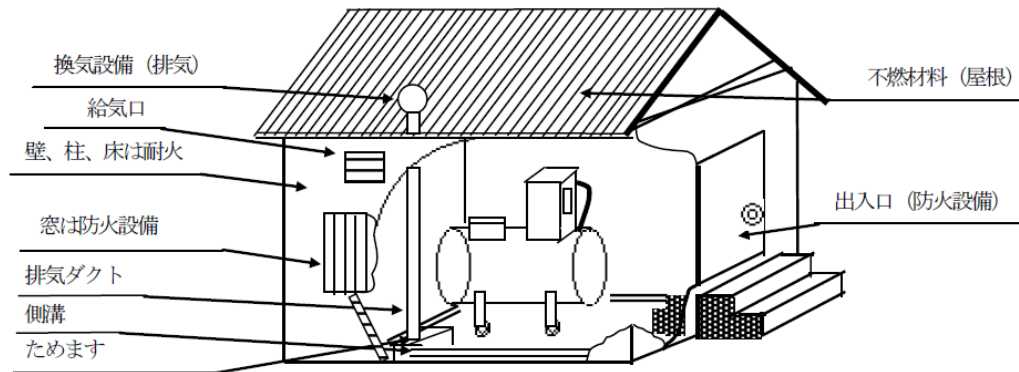


## 第5 簡易タンク貯蔵所

### 1 標識及び掲示板

第2節 第1「製造所」4 標識及び掲示板によること。

### 2 タンク専用室に設置する場合の構造例を下図に示す。



図第 3-5-1

### 3 屋外に設置する場合は、次によること。◆

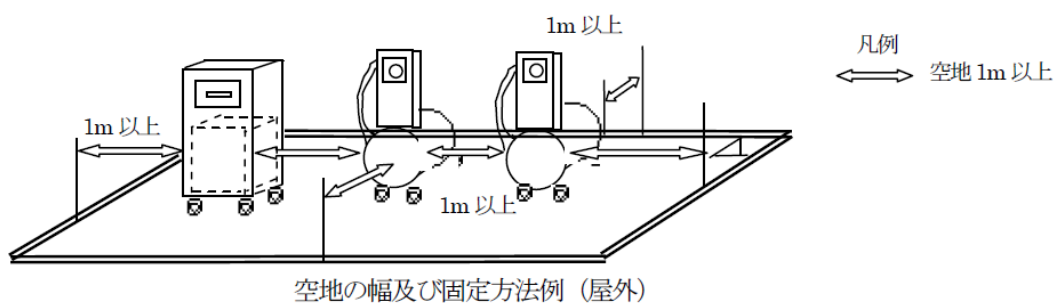
簡易貯蔵タンクの地盤面の周囲には、高さ 0.15m 以上の囲い又は排水溝を設け、地盤面はコンクリート又はその他の危険物が浸透しない材料で造り、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において第 4 類の危険物（水に溶けないものに限る。）を貯蔵する簡易タンク貯蔵所には、貯留設備に油分離装置を設けること。ただし、危険物が敷地外へ流出しない構造となっている場合は、流出防止措置（囲い又は排水溝）を設けないことができる。

### 4 同一品質の危険物

政令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する「同一品質の危険物」とは、全く同じ品質を有するものをいい品名が同一であっても品質が異なるもの（例えばオクタン価の異なるガソリン等）は該当しないものとする。◆

### 5 固定方法

簡易貯蔵タンクを固定する架台は、鉄筋コンクリート又は鉄骨等不燃性を有する物質で堅固に造るとともに、タンクを鎖、車止め又はアンカーボルト等により固定すること。◆



図第 3-5-2

### 6 静電気を有効に除去する装置

危険物を取り扱う際に静電気の発生するおそれのある簡易タンクには、蓄積された静電気を有効に除去する装置を設けること。◆

### 7 電気設備

第2節 第1「製造所」13 電気設備によること。

## 8 蓄圧式簡易タンク

蓄圧式簡易タンク（コンプレッサーから圧縮空気を送り、その圧力によって危険物を吐出するもの）は次によること。（S38. 4. 6 自消丙予発第 12 号質疑）

- (1) タンクは、政令第 14 条第 5 号及び第 7 号に規定する基準に適合すること。
- (2) タンクは、厚さ 3.2mm 以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、10 分間行う水圧試験において漏れ又は変形しない構造であること。
- (3) タンクには、使用常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- (4) 給油ホースの元には、給油を行うとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。